

社会福祉法人 奈良市和楽園 行動計画

子育てをしている職員のみなさん、また子育てをしていない職員のみなさんも含めて、職員がその能力を発揮し、仕事と家庭の両立をはかれる、働きやすい職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間

令和2年8月1日～令和5年7月31日までの3年間

2. 内容

目標：育児・介護等休業規定に3歳以上の子を養育する労働者に対して、短時間勤務制度を導入する。

- 令和2年8月～ 現状の把握・職員の意向聴取
- 令和3年度～ 業務継続に照らし合わせた時間設定・給与等について具体的な規程内容を検討する

令和2年7月31日